



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 東邦化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 中崎 龍雄
(コード番号 4409 東証第二部)
問合せ先 総務本部長 天海 孝
(TEL 03-5550-3737)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 78 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 29 条(社外取締役の責任限定契約)及び第 39 条(社外監査役の責任限定契約)の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 28 条 (条文省略) (社外取締役の責任限定契約)	第 1 条～第 28 条 (現行どおり) (取締役との責任限定契約)
第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任の限度額は法令が定める額とする。	第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任の限度額は法令が定める額とする。
第 30 条～第 38 条 (条文省略) (社外監査役の責任限定契約)	第 30 条～第 38 条 (現行どおり) (監査役との責任限定契約)
第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任の限度額は法令が定める額とする。	第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任の限度額は法令が定める額とする。
第 40 条～第 45 条 (条文省略)	第 40 条～第 45 条 (条文省略)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木) (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木) (予定)

以 上